

船橋市教育委員会会議 7月定例会会議録

1. 日 時 平成29年7月19日(水)
開 会 午前 9時00分
閉 会 午前10時37分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教 育 長 松 本 文 化
教育長職務代理者 鎌 田 元 弘
委 員 佐 藤 秀 樹
委 員 鳥 海 正 明
委 員 小 島 千 鶴

4. 出席職員 教育次長 金 子 公 一 郎
管理部長 栗 林 紀 子
学校教育部長 棚 田 康 夫
生涯学習部長 小 出 正 明
学校教育部参事兼学務課長 筒 井 道 広
生涯学習部参事兼文化課長 大 屋 武 彦
生涯学習部参事兼青少年課長 古 畠 秀 昭
教育総務課長 度 会 益 己
施設課長 安 藤 明 宏
指導課長 尾 楠 欣 也
総合教育センター所長 石 渡 靖 之
社会教育課長 二 野 史 靖
生涯スポーツ課長 中 田 進 一
西図書館長 金 子 昌 利
保健体育課長補佐 山 岸 秀 規
施設課長補佐 大 野 義 美
教育支援室長 兼 坂 尚 貴

5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 報告事項
(1) 海老川上流地区のまちづくりについて

- (2) 船橋市における次期学習指導要領移行措置期間の小学校英語について
- (3) スクールソーシャルワーカーについて
- (4) 平成30年船橋市成人式について
- (5) 青少年会館敷地への若松放課後ルームの設置について
- (6) 「船橋市デジタルミュージアム」の公開について
- (7) 「図書館から応援！クボタスピアーズギャラリー展」の開催について
- (8) 平成29年度 全国高等学校総合体育大会への出場報告について
- (9) 第37回船橋市中学校英語発表会の開催について
- (10) 船橋市市制施行80周年記念事業 写真展「船橋ヘルスセンターの時代」実施報告について
 - (11) 市所蔵作品展の開催について
 - (12) 吉澤野球博物館資料展示室ギャラリートークの開催について
 - (13) 平成29年度 青少年キャンプ及び船橋市・津別町青少年交流について
 - (14) ホテル観賞会の実施報告について
 - (15) 学校プール開放事業について
 - (16) プロ野球経験者による硬式野球教室について
 - (17) 市制80周年記念企画展（写真展）「ちょっと昔と今×居間@飛ノ台」実施報告について
 - (18) 第17回縄文コンテンポラリー展について
 - (19) 平成29年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
 - (20) 平成29年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
 - (21) 平成29年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
 - (22) 平成29年第3回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について
 - (23) その他

6. 議事の内容

【教育長】

皆さんおはようございます。

ただいまから、教育委員会会議7月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

6月9日に開催しました教育委員会会議6月定例会の会議録のコピーをお手元にお配りしてございます。よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、4名の方より申し出がありました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合がございますので、ご協力ください。

それでは、議事に入りますが、報告事項（19）から報告事項（22）については、船橋教育委員会会議規則第12条第1項第5号に該当しますので、非公開としたいと思います。また、当該議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の職員にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項（23）の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（1）について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

報告事項（1）、海老川上流地区のまちづくりについて、このたび市で計画が取りまとめられましたので、概要をご報告いたします。

資料は本冊の1ページをご覧ください。

まちづくりの基本構想（案）について、ふなばしメディカルタウン構想（骨子案）ですが、そのまちづくりのコンセプトは、自然と調和を図りながら医療センターを移転しまちの中核にする、子育て世代や高齢者をはじめ市民が元気に暮らし続けられるよう健康を意識できるまちにする、訪れた人が楽しみながら健康になれるまちにする、という

3つです。

次に、2ページをご覧ください、

まちづくり方針図（案）です。東西で区分されておりまして、東側が土地区画整理事業予定区域、西側がまちづくり手法検討区域です。このまちづくり手法検討区域はどのようなものかと申し上げますと、現在は市街化調整区域ですが、戸建て住宅の建築は可能なため戸別開発が進み、住宅と資材置き場などが混在したまちになるおそれがありますので、良好な住環境をつくるため、地権者の皆様と一緒に、今後のまちづくりの手法を検討する区域とのことです。

駆け足になりますが、3ページをご覧ください。

土地利用計画です。左の下のほうが新駅の位置のところですか。その北側に医療センターが配置され、周りに住宅地、中高層住宅地等が今、計画されております。

次に、5ページをご覧ください。

想定される事業スケジュールです。詳しくは後ほどご覧いただきたいと思いますが、新駅ができて入居が始まるのが平成38年度以降となります。今から9年後です。

次に、6ページをご覧ください。

これは現在の小学校の学区です。中央の陰になっているところが土地区画整理事業予定区域です。学校名の下に数字が29年度の学級数をあらわしております。

現在のところ、何戸の住宅が開発されるかは決まっておりませんが、一般的な区画整理事業では1ヘクタール当たり100人程度ということなので、4,000人を超える人口が想定されます。

現在の学区のままでは、区域の半分程度が八栄小学校になりますが、八栄小学校はこれ以上受け入れることはできません。周辺には規模の大きくない学校がございますので、今後、周辺地域の学区見直しの検討をまいります。

説明は以上でございます。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【佐藤委員】

医療センター用地の、新しい道をつくるような形になるのですか。

【教育総務課長】

医療センターの用地、A3の横の大きい資料でありまして、医療センターの横に斜めに道路が入っていますけれども、これは今、現在全くないところですので、新しい計画の道路ということになります。

医療センター用地の下側、やや右の上のほうに行くところは、現在もある芝山のほう

に向かう道となっております。

よろしいでしょうか。

【佐藤委員】

鳥海先生のほうが詳しいかもしれませんが、今の医療センターの場所は何になる予定になっているのですか。

【鳥海委員】

完全に決まったわけではないですけれども、老健等々の福祉施設にという計画があるというふうに認識しております。

やはり、この地図上、幾つか気になるところがございますが、もう駅の予定されているエリアの南側には墓地ができていますが、近々ですと、浦安で唯一の私立の子どもを取り上げてくれる産科の病院の隣に、納骨堂のようなものが建築が始まってしまっています。

子どもを取り上げるところと納骨堂というのは、妊産婦さんの方におかれましても、非常に気分のいいものではないだろうと、分けるべきものであろうけれども、その法律がうまくないということで、条例等々を本当は県で進めていかなければいけない問題だと思うのですが、今の日本の法律ですと納骨堂とお墓は別なんだそうです。医療機関があったら100メートル以内にお墓はつくれないというのはあるのですが、お墓と納骨堂は違うというのがありますが、お墓と納骨堂を分けている概念というのは、そこには土葬があったはずなんです。

けれども、今、土葬が法律で禁止されているということになりますと、ご遺体のご遺骨を納めるところイコールお墓になるのではないかとというふうに思うのですが、ただ、納骨堂はお墓という概念になっていないということが大きな一つの問題になっているだろうと思うのです。あともう一つは、お寺ができるというのは新興宗教ではあることかもしれませんが、古くからあるものでは、お寺ができるというのは少ないのかもしれませんが、お墓ができるというふうになりますと、その周辺には、やはり設備として葬儀場、あるいは納骨堂、いろんなものができていく可能性が多々あります。もう南側にお墓ができているのを見ているかと思うのですが、そうすると、100メートル以内には病院が建てられないというふうになりますと、現時点でこの地図を見ると100メートル離れているようには思いますが、きちっとした計画を立てて、地権者との話し合いをしていかないと、周辺に法律上縛ることのできない、いわゆる会議場ということになるようですね、催し物会場というふうに、葬儀場とかなるようなのですが、そういったものが病院のすぐ隣にできる可能性も考えて、これは行政がやるべきことかと思えますけれども、どの課がやるのかということと、こういった新しいまちづくりをするときには縦割りが弊害になることがございますので、きちっとした横のつながりで、この

計画を成功させていかなければいけないと思います。

海老川の西側の居住地ですけれども、海老川の氾濫、それこそ南海トラフ等々のことを考えますと、それをせきとめるのは東京湾は船橋の港の大きな鉄の扉ということになるかと思いますが、私の認識しているところでは、あれは県のものだと思うのです。それで、あれは動かないはずです。直していないです。誰が閉めるのかということです。

なので、船橋市から千葉県のものであって機能していないのであれば、東京湾の水が有事のときに海老川に集まってきますので、そうすると、新しいまちが水浸しになります。そういったところというのは、新しいまちづくりを成功させるためにも、きちんとした手続きが必要になっていくだろうと思うのですが、その辺、余り聞こえてこないのが少し心配です。

ちょっと知っているところで、危惧しているところはそんな感じです。

【教育長】

貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにございますか。

【佐藤委員】

この駅から高根小学校までは、徒歩でどのぐらいかかるのでしょうか。

【教育総務課長】

距離的には6ページの図を見ていただけると大体わかりますが、直線距離として1キロちょっとです。道路が直線ではないので、子どもの足だと30分ぐらいかかるでしょうか。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

ほかにございますか。

【鎌田委員】

区画整理は、文面を見ていると、組合施行というところで、地権者等が組合をつくってということですね。公共施行というスタイルもあると思うのですけれども、道路の規格も全然違ってきますし、保留地を買い取るとか、そういう手法も全然違ってきますので、その辺を教えていただきたい。それから、まちづくり手法検討区域ですけれども、それが日程がどうかかわるかというところで、ここも密度次第で、その高密度を狙うのか、そうではなくて、一種住居専用地域みたいに低密度を狙うのか、最近では、健康志

向のようなところにかぶせて、新しい用途地域で、田園住居地域みたいなことが指定ができるようになったのですね。農場と併存が可能な地域なのですけれども、そういう、どのぐらいの密度をどういうふうに狙うかということを想定しておかないと、子どもの数の想定がなかなかつきにくい。

習志野市の奏の杜は、当初想定した子どもの人数が大幅に違ってしまって、つくった当初から、またバスで移動とかということも起こっているのですね。

そこは、先に持っていくという、手法を検討しながらというのもあるのですけれども、そこその規模ぐらいの想定はしておいたほうが、学校区が中長期的に計画できるという意味ではいいのではないかなというふうに思いました。

もう一つ、県事業ですけれども、海老川調整池、この辺も水面がどのぐらいくるのか。多分、公園的な利用も可能になると思うのですね。その辺も違う事業ではあるのですけれども、県といろいろ協議をしておられるとは思いますが、そうすると、どのぐらいの人口がどう張りつく可能性があるか、どのような規模の住居をその北側のところに入れていくか。

いずれにしろ、県の事業ともあわせて見られるような図柄になっているほうが、いろいろ判断しやすいかなと思いました。

全て感想です。

【教育長】

貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（２）について、指導課、報告願います。

【指導課長】

資料の 7 ページ、8 ページ、船橋市における次期学習指導要領移行措置期間の小学校英語について、ご説明させていただきます。

次期学習指導要領の全面実施は 32 年度からになります。移行措置期間は来年度、再来年度、31 年度、32 年度になります。

昨年度末の教育委員会会議で、市内小学校におきましては、来年度から全面実施と同様の内容、すなわち 3・4 年生の外国語活動を年間 35 コマ、5・6 年生の外国語は年間 70 コマで先行実施していく考えであるとお話しさせていただいたところですが、ご承知のとおり、5 月末に文部科学省から学習指導要領の改定に伴う移行措置（案）が発表されました。文部科学省の案によりますと、来年度、再来年度の外国語関係の標準時数が、3・4 年生は 14 時間、5・6 年生は 50 時間とかなり減っておりまして、さらに総合的な学習の時間の授業時間時数から、15 単位時間を超えない範囲内の授業時間を減じることができるということも示されました。

そこで、昨年度の仕様を一旦白紙に戻りまして、本市でもこの文部科学省の移行措置案に基づいて、方針を再考いたしました。

資料の8ページをご覧ください。

5年生、6年生は、総合的な学習の時間70時間から15時間を確保して、年間50時間の外国語の授業を行います。

左側の表になります。

1年生から4年生におきます教育課程特例措置は、今までどおり継続する方向で考えております。資料にもありますとおり船橋市では本年度と同様の、1年生から4年生については同様の授業時数での実施ということになりまして、5・6年生が15時間、外国語の時数がふえるということになります。

教科等の名称としましては、昨年度ご説明させていただいたとおり、来年度から今まで使っていた英語ではなくて、5・6年生は外国語、1年生から4年生までは外国語活動ということで、文部科学省の名称に従って変更させていただきます。

人的支援に関しましては、小学校の全ての外国語、外国語活動の授業に、今までどおりALTの派遣ができるよう予算要求してまいります。方向性が確定しますのは年度末ということになります。

説明は以上です。

【教育長】

今の説明ですけれども、何かご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

これは文科省の方針ということなのですから、文科省から何らか予算的な措置があるのでしょうかというのが1つです。

もう一つ、特に外国語活動みたいな総合的な学習の一部を割いてということなのですが、逆に、外国語活動となれば英語と総合的な学習の時間を一体化して、英語で何か総合的な活動を行うような運用もできると思いますし、英語を学ぶのではなくて、英語を使いながら何かを学ぶような観点のカリキュラムを組むということは可能なのではないでしょうか。

【指導課長】

1点目の予算措置については、今のところ特にありませんので、ALT、JCの派遣につきましては、市の予算で賄っていくということになります。

2点目の、ご意見ありがとうございます。総合的な学習の時間と、外国語活動、また、今、次期学習指導要領に向けましては、国語との連携といったものの大切さが強調されておりますので、本市でも検討してまいりたいと思います。

以上です。

【小島委員】

学級担任が一人で英語の授業を行う場合の教材も検討するとあるのですけれども、現時点でどのようなもの、何か具体的にあれば教えてください。

【指導課長】

現在、本市では、小学校の英語は一人で行うという授業はございません。必ずALTがついております。または隔週でJCもついて、多いときは3人で授業を行っているという形になりますが、一人でもできるというのは、小学校の先生方の指導力の向上のためもありまして、そういう場合も考えて教材を考えております。

教材の内容としましては、船橋市独自のもの、船橋市のよさを感じられるような教材を今のところ考えておりますが、文部科学省で、来年度、再来年度に向けての教材がホームページで先日公開されましたので、その辺りも検討していきたいと思っております。

以上です。

【教育長】

よろしいですか。

ほかにありますでしょうか。

続きまして、報告事項（3）について、指導課及び総合教育センター、報告願います。

【学校教育部長】

スクールソーシャルワーカーについてでございますが、現在、総合教育センターにおいて、来年度よりスクールソーシャルワーカーの配置に向けて準備をしております。

本市では、平成26年度よりスクールカウンセラーを配置して、子どもたちや教職員、保護者の相談に対応してきました。

スクールソーシャルワーカーを配置するに当たり、既に配置しているスクールカウンセラーとの連携は不可欠であると考えますので、まずスクールカウンセラーの活動状況について指導課より、その後、総合教育センターよりスクールソーシャルワーカーについてご説明をさせていただきます。

【指導課長】

資料14ページをご覧ください。

船橋市独自の小学校のスクールカウンセラーの配置事業につきましては、平成26年度から始まっております。平成26年度が年間30日、平成27年度が年間35日、平成28年度が年間40日というように5日ずつ、その3年間は増えていますが、活動の相談件数ですとか相談人数も、それに応じて増加しておりますので、有効に活用されて

いると考えております。

あわせて、27年度からは、市内全体で緊急対応の場合として、年間30日の活動日数を確保しております。27年度、10日間使用されました。28年度は22日間使われました。

1ページ戻っていただいて13ページ、相談内容についてですが、種類について、やはり多いのは表の下のほうにあります。性格や自分の体のことの相談が例年、一番多くなっております。

その後、不登校についてですとか、いじめ以外の他の児童生徒との関係といったところの、この3点が一番多い内容になっております。

以上です。

【総合教育センター所長】

スクールソーシャルワーカーにつきましては、報告事項(3)、9ページから12ページに関連資料がございます。簡単にご説明させていただきます。

スクールソーシャルワーカーは、教育分野に関する知識に加え、社会福祉に関する専門的な知識と技術を活用し、子どもを取り巻く環境への働きかけや、関係機関とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて、子どもたちを取り巻くさまざまな課題を解決するための対応を図っていく人材でございます。

具体的には、いじめ、不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援するために、学校や家庭、児童相談所、行政の福祉担当部署といった関係機関のつなぎ役となって情報提供や調整を行ったり、保護者や教員を支援して、子どもたちを取り巻く問題解決を図ってまいります。

本市では、先ほど指導課長からもございましたが、スクールカウンセラーの全校配置や教育相談体制の充実を図ることで、不登校等、子どもを取り巻く問題に対応してまいりましたけれども、子ども自身の問題だけでなく、家庭を含め、子どもを取り巻く周囲の環境に働きかけ問題解決を図る必要のあるケースが増えてまいりました。

これまで、本市では千葉県教育庁葛南教育事務所に配置されておりますスクールソーシャルワーカーを活用してまいりましたけれども、家庭を含め、子どもを取り巻く問題に迅速に対応するためには、来年度以降、新たに市独自のスクールソーシャルワーカーの配置が必要と考え、配置に向けて現在、制度設計をはじめたところでございます。

教育相談の状況や他市の状況等を踏まえて、配置人数や配置方法などを今後、具体的に検討して、またご報告してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【教育長】

以上ですけれども、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

【鎌田委員】

スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーは、これだけ充実して配置ができると大変いいと思うのですけれども、私のところの大学もそうですけれども、例えば、子どもが親御さんとスクールカウンセラーに相談に行くと、行った後にそれが先生方にどう伝わるかという、非常にデリケートな部分だし、下手に伝わると個人情報にも抵触するような部分ってありますよね。

ですから、その教育に直面をする先生方のところに、単純にスクールソーシャルワーカーで来ました、スクールカウンセラーが充実しています、チーム、学校の体制ができていますということだけではなくて、最終的に子どもにどうやってそれが届くのかというようなところ、大変難しいところだと思うんですけれども、あわせてご検討いただけるといいのかなと。

もう検討されているとは思いますが、より充実したこういう方たちを使える中身ができていくといいなというふうに思いました。

【総合教育センター所長】

貴重なご意見ありがとうございます。

今、まさしく学校、関係機関、そして家庭との連携、これを船橋の中でよりよい形での組織づくり、スクールソーシャルワーカーの配置に向けての体制づくりを行ってまいります。

今、鎌田委員からもお話がありましたが、問題を抱える子供たちの支援につながるような体制づくりが、非常に重要であると考えておりますので、目的が達成できるよう制度設計をしてまいりたいと思っております。

以上です。

【鳥海委員】

1つお尋ねしたいことがございます。スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカーの方の任期ですけれども、今何年ですか。

【指導課長】

現在、スクールカウンセラーは1年ごとの契約になりますが、継続して勤めていただいている方がほとんどです。

【鳥海委員】

ありがとうございます。

私は以前、大学の臨床心理学科の教員をしております、いわゆるスクールカウンセ

ラーを養成、あるいは臨床心理士をつくる立場にございましたが、すぐれた人材がスクールカウンセラーになってもらえない一つの要因に、立場の不安定さというのがありました。

今どきスクールカウンセラーや臨床心理士になるのは、すごく難しい狭き門なんです。私のところは100人ちょっとの学年で、みんな入学のときには90%以上がカウンセラーになりたい、スクールカウンセラー、あるいは臨床心理士になりたいという願いで入ってくる。ところが大学院を出ないとだめなので、大学院に行けるのが20人、自分の学校に推薦をもらえるのは10人ぐらいですね。ですから、1割の方しかその夢がかなわないという狭き門を、実地あるいは大学院等々を含めて、それから試験という形になるわけなのですが、やはり1年契約という非常に不安定な立場に対する抵抗というのがあるので、そこに流動性を持たせた上で、場合によってはカウンセラーがかわらなければいけない場合があるかと、そう客観的に判断せざるを得ない場合があると思いますので、そういうときにはかえられるような状況をつくりながら、ある程度の任期、子どもたちを見守れるような、そういったシステムのつくり方が一つ大切だろうというふうに思います。

また、この中にもありましたように、ソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとのいわゆる連携というのが、非常に大事になってくるかと思っておりますので、この任期、せっかく関係がうまくいっているというときに、片方がいなくなってしまうとか、あるいはなれ合いのようになってしまうのも問題かと思っておりますので、その辺りの難しさに対する、いわゆる願い事ではなくシステムづくり、よりよいシステムづくりで改めるべきところは改め、提案をすべきかと思っております。

ソーシャルスキルというのはすごく難しいことで、サポートというよりも、そのワーカーの持っているソーシャルスキルのどれをもって来談者の助けとなるかということです。

ですから、直接的な助けにはならないかとは思うのですけれども、行政及び世の中は、この困った状況に対してどういう手助けがあるのか。実は、手助けの方法があるにもかかわらず、それを知らずして悩んでいる方、苦しむ方は非常に多いですね。

ですから、直接手を差し伸べるというわけではなくて、そこまで困らなくても、こういう援助があるんだよということを、いち早く知らせてさしあげるだけでも、どれだけ助けになるか。

ですから、実はその知識とか連携とかというのは案外賢さだけではだめで、相当な知識とかいろんなつながりとかが必要なもので、そういった人材、あるいはそれを発揮できるような環境づくりということが必要になってくるかと思っておりますし、今、鎌田先生おっしゃられたようなナイーブな問題に関して、1つ私は大学で感じていたのは、やはり大学のスクールカウンセラー、大学が雇っているんですね。船橋市の学校におけるカウンセラーを、あるいはワーカーを雇っているのは誰ですか。船橋市なんですね。

ですから、カウンセラーやワーカーの主張なりお考えに妥当性があるならば船橋市が守るという立場でないといけない、そういった立ち位置、立場に関しても、明確な指標をこの際つくって連携システムをつくるべきかと、いい機会だと思しますので、頑張つてやるべきかと思います。

以上です。

【教育長】

貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにご質問ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（４）について、社会教育課、報告願います。

【社会教育課長】

平成30年船橋市成人式について報告させていただきます。

本冊の15ページをご覧ください。

船橋市では、昭和26年より、国民の祝日である成人の日に、新成人を祝う式典として成人式を実施しております。

平成30年におきましても、1月8日祝日の月曜日に、市民文化ホール及び中央公民館を会場として開催いたしますが、今回開催方法を一部変更いたしますので、ご報告いたします。

例年、収容人数1,000人の市民文化ホールを式典会場として、午前の部と午後の部の2部制により開催していましたが、参加者数が会場の収容人数を超え、新成人が式典会場に入場できない状況が続いておりました。

平成29年の参加者実績につきましても、午前の部が2,117人、午後の部が1,623人と、会場の収容人数を超える状況となっております。

また、平成30年以降の成人式の参加人数につきましても、しばらくは横ばい状態が続くことが予想されていることから、成人式を今までの2部制から3部制へと変更するとともに、モニタールームの席数を増設することにより、参加する新成人のほとんどが式典に出席できる見込みとなりました。

なお、新成人が混乱しないよう、第1部の開式の時間はこれまでと同じ11時とし、最終の会の終了時刻につきましても、午後4時5分とすることにより、外が暗くなる前に式典を終えるようにいたしました。

平成30年成人式につきましても、人生の大きな節目となる新成人の門出を祝い、しっかりと応援することができるような式典にさせていただきたいと考えております。

教育委員の皆様におかれましても、毎年年始のお忙しい中、また3部制に伴って例年以上にご負担をかけることとなりますが、大変恐縮ではございますが、ぜひ式典へご出席賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

新成人などで組織される運営ボランティアの協力のもとで、今後、成人式のテーマ等、詳細が決定しましたら再度ご報告させていただきます。

成人式の報告につきましては、以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

いろんな方から、新成人が入れない、参加率が増えてきて、ロビーにかなりの新成人がいたということで、このように改善したということでございます。

【佐藤委員】

確かに、我々のときもそうでしたけれども、入れないところでやっているというのは本来おかしい話ですよ。みんなが参加できることが一番いいと思います。

本当に、おっしゃっていたとおり、多分ずっと2回でやってきたものですから、例えば成人式とかになると先輩に聞いていたとか、例年のイメージでという人がかなり多いと思います。通知をするときに、ちょっと工夫が必要なのかなと思いますので、そこだけ注意をしていただければなと思います。よろしくをお願いします。

【教育長】

ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

私が聞いたところによると、アンデルセン公園ではできないかというようなご意見もあったのですが、雨でも降ったらというのがありますし、また、そこまで行くのに新成人がちょっと大変かなというので、3部制で30年度はやってみるということでございます。ご協力ください。

続きまして、報告事項（5）について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

本冊資料17ページでございます。

報告事項（5）、青少年会館敷地への若松放課後ルームの設置についてでございます。

昨年度、教育委員会会議11月定例会でご報告いたしました青少年会館のレクリエーション広場に若松放課後ルームを設置する件につきまして、建物構造、スケジュール等が放課後ルームを所管する地域子育て支援課より示されましたので、ご報告いたします。

放課後ルームは、保護者の就労や入院などのため放課後に家庭で一人になってしまう小学生に遊びと生活の場を提供するもので、市内54小学校の主に学校敷地内に設置されております。

若松小学校敷地内の2つの放課後ルーム、こちらは第1と第2がございまして待機児

童解消のため、平成28年第4回市議会定例会で、青少年会館レクリエーション広場への第3・第4若松放課後ルーム設置に要する補正予算議案が議決されました。

その後、施工業者が選定され、設計等業務が進められてきたところでございます。資料をご覧ください。

開設場所といたしましては、青少年会館敷地南側のレクリエーション広場東側でございます。

構造は軽量鉄骨造2階建てとなり、工期は7月、昨日から仮設工事が始まっております。それから10月までで、11月に開設する予定でございます。

1階部分が第3放課後ルーム、2階部分が第4放課後ルームとなり、定員はそれぞれ50人の合計100人となります。

こちらのレクリエーション広場は、幼児、小学生のサッカー団体や、保育園などがスポーツや運動で使用しており、放課後ルームはこれらの活動に支障のない場所への設置となりますが、工事期間中は、より広い範囲で仮囲いが設けられますことから、利用団体にはよく説明し、ご理解いただくとともに、工事期間中の安全には最大限配慮するよう、地域子育て支援課に対し、施工業者への指導を徹底するよう求めています。

以上でございます。

【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

若松小学校がかなり児童数が増えていまして、こういう形でつくるということでございます。

【鎌田委員】

場所はなかなかいいところに建てたなと思いますが、レクリエーション広場なんかも一体的に使えたり、体育館も一体的に使えるということなのでしょうか。

あと、確認なのですが、短期間の工事で鉄骨で、プレハブとかではなくてきちっとした、しっかりした躯体の建物になって、エアコンもちゃんと入るのでしょうか。

【青少年課長】

レクリエーション広場の使用につきましては、一般の団体等の使用もございますので、その辺りの運用については今後協議してまいりたいと思います。

また、こちらの建物につきましては、リース建築という方法で、実際の建物より簡単に建築できる、当然エアコン等の設備については設置して、快適な環境で過ごせるような放課後ルームでございます。

【教育長】

ほかによろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（6）について、西図書館、報告願います。

【西図書館長】

報告事項（6）、「船橋市デジタルミュージアム」の公開についてご説明をいたします。

資料は、本冊の19ページをご覧いただきたいと思います。

西図書館では、7月7日金曜日から市の所蔵資料をインターネットでいつでも、どこでも、どなたでもご覧いただける、船橋市デジタルミュージアムの公開を開始いたしました。

このデジタルミュージアムは、TRC-ADEAC株式会社が運営するクラウド型プラットフォームシステム「アデアック」を利用して公開するもので、広重、豊国、国芳、国貞などで知られる歌川一派の作品や、「富嶽三十六景」で有名な葛飾北斎の作品を含む郷土資料など、1,000点以上を一挙にご覧いただくことができます。

船橋市は、今年で市制施行80周年を迎えました。このデジタルミュージアムをご覧いただくことにより、これまで歩んできた道のりに思いを馳せていただくとともに、これからの「船橋市」を考えるきっかけづくりに活用していただければと思います。

また、これまで触れることが少なかった資料に触れることにより、「郷土船橋」により愛着を深めていただけるような展示構成を心がけておりますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

説明は以上でございます。

【教育長】

以上ですけれども、何かご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

こうしたデジタルで、クラウドを使って、入り口を拡大するという意味ではいいことだと思います。

できれば、原本に、原図に触れるというのも大事ですので、そういうクラウドで、ウェブで見て、本物の迫力を見に行こうかみたいな企画もあわせて、徐々に検討していけるといいのかなと思うのですが、意見です。

【西図書館長】

貴重なご意見ありがとうございます。

西図書館の2階には、ギャラリーという展示スペースがございます。昨年の10月21日からオープンしておりますが、それからずっとこのような貴重資料の展示、スパー

スに限りはありますけれども展示しています。また、年1回、2月にも、スクランブル交差点の3階の市民ギャラリーで現物を展示しております。引き続きそういう機会をつくっていきたいと思います、ありがとうございます。

【佐藤委員】

私も、これを見せていただいて、おもしろいなど、気になるなという部分、まだ細かくは見ていないのですけれども、とてもいい形でできているなと思いました。

と同時に、ちょっと思ったのは、古地図も幾つか出ていましたけれども、これは教育委員会の管轄かどうかかわからないのですけれども、ぜひ古い住居表示の地図、載せていいものかどうかはわかりませんが、そういうものをぜひ載せていただきたいなと思いました。

なぜかというと、私の知り合いで、以前船橋に住んでいたのですけれども、古い住所でどこかわからないと。自分の親の親の親、5代ぐらいさかのぼると、もう大体明治のはじめになるのですけれども、まだ船橋市ができていないころで、例えば私の家は八栄村というところですが、そういった行政区割りとかが載っているもの。

話に聞くと、ルーツをたどるといのが結構ブームだそうで、家系図をつくるとか、そういうのも業者が請け負ってやるぐらい、商売になるぐらいになっているというので、むしろ船橋以外に住んでいる人たちが、船橋にルーツを持つ人に対して、江戸の末期から明治のはじめぐらいの古地図というか、住居表示的なものが何か載っているとおもしろいかなとは思いました。これも意見です。

これからのそのような活用ができるものも載せていただけるとおもしろいと思います。

以上です。

【西図書館長】

貴重なご意見ありがとうございました。

ぜひ参考にさせていただいて、実現に向けて検討したいと思います。ありがとうございます。

【教育長】

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（7）について、続いて西図書館、報告願います。

【西図書館長】

続きまして、報告事項（7）「図書館から応援！クボタスピアーズ ギャラリー展」の開催について説明をいたします。

資料は21ページをご覧くださいと思います。

昨年3月に西図書館で実施した「親子ラグビー教室&ビブリオバトル」に引き続きまして、船橋市に拠点を置くラグビーチーム、クボタスピアーズとの連携事業として、ギャラリー展示を7月1日土曜日より8月20日日曜日まで開催しております。

この事業は、8月19日土曜日のラグビーリーグ開幕戦を目前に控え、ラグビーファンが図書館に来館するきっかけや、図書館利用者がラグビー観戦に興味を持つきっかけをつくることにより、図書館と地元スポーツチームであるクボタスピアーズとのつながりを強化するとともに、図書館サービス推進計画で掲げる5つの目標のうちの1つ、「協働と連携を進める図書館を目指します」のさらなる推進を図るものです。

また、ラグビーに関連した図書館資料の展示や、昨年度のビブリオバトルで紹介された本の展示など、来場した利用者と図書館資料をつなげる図書館ならではの展示を実施しております。こちらのほうもぜひご覧いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【教育長】

ただいま報告がありましたけれども、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

なかなかすばらしい企画だと思います。

特に、文化系の施設というイメージの強い図書館の中に、こういう体育系のプログラムが入ってくるという新しい融合、そういう部分でもいいかなと。

右下の「現役選手4名がオススメする本の展示」なんていうのも、これはすごくいい視点だなと感心して見ていました。頑張っていただけだと思います。

【教育長】

ありがとうございました。

ほかに何かご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(8)から報告事項(18)につきましては、定例の報告事項でありますので説明を省略したいと思いますけれども、何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

【学務課長】

少し補足をさせていただきたいと思います。

市立船橋高校の全国高等学校総合体育大会等の出場について報告いたします。

お手元の資料23ページをご覧ください。

今年度は、7月28日から8月20日まで、南東北地方で開催されます。

出場種目は、体操競技部、男子サッカー部、陸上競技部、男子バスケットボール部で、バレーボールは男女のアベック出場が決定しております。

水泳競技については、7月22日からの関東大会にて、インターハイ出場が決定いたします。

また、第99回全国高等学校野球選手権大会について、千葉大会が7月11日に開幕いたしました。市立船橋高校は1回戦からの出場で、君津商業に8対1、2回戦は八千代松陰に8対4、3回戦は県立千葉高に13対2で勝利しました。また、昨日の4回戦では、小金高校に10対2で勝利いたしました。

次の試合は21日金曜日で、ベストエイトをかけて、市原中央高校と対戦いたします。応援のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

【教育長】

市立船橋高校の件ですけれども、つけ足しますと、サッカー部の主将の杉山弾斗君が今、ジェフユナイテッド市原・千葉と仮契約をしたという朗報が入りました。

インターハイや冬の選手権へのはずみになると思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

【鳥海委員】

野球が、甲子園に出れなような感じで頑張っていますけれども、サッカー場等が浄水場の上などいろんなところにできるわけですが、硬式野球ができるところがなかなかありません。

ボーイズリーグのチームも、グラウンドがなくて非常に困っている状況です。

船橋は人口もありスポーツの都市です。おじさんの野球愛好家としても、草野球などもしたいなと思いますので、ぜひとも、次は、ちょっとネットの高い野球場をと希望する限りです。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】

報告事項の内容と違って、今のことで1つ。

本当に野球に限らずなのでしょうけれども、人口の割に、スポーツだけに限らずですけれども、いろんな施設が少ないと言われていて、農地等いろいろ、放棄地も含めていろいろあって、貸してくれと言えば貸してくれるような場合、または売ってくれと言えば売ってくれるような場合もあるかとは思いますが、貸してくれの場合一番難しいのは多分、税金だと思うのですよね。固定資産税の問題は、もしかしたら船橋の特別な条例で何とかできるのかもしれないですけれども、少なくとも相続税だけは今のところどうにもならないかなという気がします。

その辺りを何か特区みたいなものができればいいなと思いますけれども、多分無理でしょう。そういった部分をどうクリアしていくかというのは、実は貸す側と借りる側でどう協議するかというのがすごく重要になってくるので、今後そういう方向性があったときには、いろいろ検討していただきながら、また、場合によっては条例などをつくりながら、そういう施設を増やしていくということも視野に入れておいていただければなと思いましたが、よろしくお願いします。

それから、市制施行80周年記念写真展、ヘルスセンターというのが出ていたので、ちょっとお話をさせていただきます。ヘルスセンターとは関係ありませんが、船橋の歴史でいうと、一部ですけれども、牧の開墾というのが、とても重要なことになるのかなと思っています。

二和、三咲の開墾が、あと2年後ぐらいで150周年を迎えますので、これはどちらかという文化課さんの関連かと思えますけれども、少し頭に入れておいていただければと思います。よろしくお願いします。

【教育長】

文化課長、よろしいでしょうか。

【文化課長】

はい、了解いたしました。

【教育長】

頭に入れておいてください。

ほかによろしいですか。

それでは、報告事項(23)、その他で何か報告したいことがある方は報告願います。

【鎌田委員】

先日、学務課にお願いをして、佐藤委員と一緒に前原小学校に道德の授業を見に行ってきました。教科書をいろいろ読ませていただいているところもあるのですが、先生方がどうやって実際に現場で取り組んでおられるのかというようなところ、特に児童に考えさせる時間をきちっととって、それをやりとりをしながらというような、まさに教科書を教えるとはこういうことなんだな、特に道德でそれは重要なんだなというのを、改めて認識してきました。

こういう機会を与えていただきまして、感謝しております。ありがとうございました。

【教育長】

ありがとうございました。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、先ほど非公開といたしました報告事項（１９）から報告事項（２２）の審議に入りますので、傍聴人の方はご退席願います。

（傍聴人退席）

【教育長】

それでは、報告事項（１９）から報告事項（２２）に入りますが、当該案件の報告に当たり、はじめに教育総務課、説明願います。

【教育総務課長】

報告事項（１９）から報告事項（２２）につきましては、平成２９年度第３回船橋市議会定例会に提出する予定の案件で、事業等の内容について事前に委員の皆様にご説明させていただくものでございます。

なお、後日、当該案件について市長から意見聴取がある予定でございます。

以上です。

【教育長】

それでは、報告事項（１９）について、施設課、報告願います。

報告事項（１９）「平成２９年第３回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について」、施設課長から説明があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（２０）について、施設課、報告願います。

報告事項（２０）「平成２９年第３回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について」、施設課長から説明があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（２１）について、学務課、報告願います。

報告事項（２１）「平成２９年第３回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について」、学務課長から説明があった。

【教育長】

続きまして、報告事項（２２）について、保健体育課、報告願います。

報告事項（２２）「平成２９年第３回船橋市議会定例会へ提出予定の議案に関する説明について」、保健体育課長補佐から説明があった。

【教育長】

その他、何か報告することがある方がいらっしゃいましたら報告願います。

【生涯スポーツ課長】

船橋市運動公園プール使用料に係る超過料金の算定誤りが発生してしまいました。誠に申しわけございません。その件についてご報告させていただきます。

７月１７日にオープンいたしました運動公園プール使用料の超過料金につきましては、１時間ごとに一定額を加算することとなっておりますが、この超過料金につきまして、発券機システムの設定誤りにより、２時間以上超過した一部の方から本来より多くの金額、１０円、または２０円となりますけれども、徴収をしてしまいました。

その経緯でございますけれども、７月１７日の営業終了後、当日に券売機が徴収した使用料金を管理業者が確認をしたところ、金額に差異がございましたことから体育施設管理事務所に報告がありました。

その原因でございますが、翌日の７月１８日、昨日になりますけれども、金額の差異の原因が、発券機システムにおける超過料金につきまして誤った計算方法により算出した金額を券売機システムに入力をしてしまったために、本来の金額より多くの金額を徴収してしまったことが判明いたしました。

今後の対応でございますけれども、ホームページやプール窓口等で返金方法をお知らせするとともに、誤って徴収した金額につきましては、精算時に発行したレシートや、精算券を体育施設管理事務所、または生涯スポーツ課の窓口にご持参していただくことで、差額を返金いたします。

また、レシートや精算券を紛失した場合、または破棄してしまった方につきましても、ご事情等をご確認させていただいた上で、差額を返金することといたします。

今後の確認作業でございますけれども、複数の関係者の手を経て確認することを徹底し、チェック体制の強化を図ってまいります。

なお、７月１８日、昨日のプール営業後には、システムの改修を実施しており、既に正しいシステムとなっております。

以上でございます。

【教育長】

何かご質問ございますでしょうか。今の説明のとおりです、申し訳ありません。

ほかに、報告事項のある方、お願いいたします。

【西図書館長】

今回、特に資料はございませんけれども、西図書館から報告をさせていただきます。

今年の5月、公立図書館が所蔵する学校記念誌等の一部が切り取られる被害が全国で相次いでいるとの新聞報道を受け、本市の市立4図書館で確認を行ったところ、所蔵する学校記念誌403冊のうち2冊の被害を確認し、7月18日、船橋警察署に被害届を提出いたしましたので、ご報告させていただきます。

対象資料につきましては、船橋市立御滝中学校において1999年に発行した「瀧の音 創立五十周年記念誌」であり、体育祭や合唱祭等が掲載されたページ、両面1枚が丸ごと切り取られておりました。

西図書館と中央図書館に配架された2冊の同じページのところでございます。

今後の抑止力を目途に、本日午後プレスへ投げ込む予定でございます。

以上でございます。

【教育長】

それでは、ほかに報告のある方、お願いします。

【学校教育部長】

学校教育部より、ご報告が1件ございます。

個人情報を含む内容でございますので、教育次長、管理部長、学校教育部長、教育総務課長、学務課長の関係職員のみでご報告をさせていただければと存じます。よろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいまの学校教育部長からの報告ですが、個人情報に関する情報を含むということで、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第3号に該当しますので、当該報告を非公開とし、また関係職員以外の職員にはご退席いただくこととしたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

関係職員以外の方は、ご退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、学校教育部長、報告願います。

学校教育部長及び学務課長から、学務課における事務処理のミスについて報告があった。

【教育長】

それでは、本日より予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時37分閉会